

【基本方針素案 パブリック・コメント】意見要旨と教育委員会の考え方

No.	分類	意見要旨	教育委員会の考え方
1		<p>通学区域を見直すべき</p> <p>旧戸山中が統合により西早稲田中になり、戸山3丁目に移動した。戸山中の通学区域だった百人町1, 2丁目居住者からすると現西早稲田中は大変遠く、大人の足でも往復30分程かかる。通学区域外の新宿西戸山中では15分である。確かに戸山小学校からの持ち上がりで、西早稲田中の通学区域になるのは分かるが、通学の安全性や利便性を最重要項目とすると、百人町1, 2丁目は新宿西戸山中の通学区域に変更しても良いのではないかと。</p> <p>現在学校の統合が盛んに行われているが、「通学区域は変更しないのが原則」とするのではなく、統合後の区民のニーズや現状に合わせて変更するべきなのではないかと。</p>	<p>通学区域については、通学区域の中央に学校が位置していないため、隣接する学校の方が近いといった地域があることは認識しています。しかし、明治時代からの長い歴史を踏まえて指定されてきた経緯や、地域社会との密接な関係もあり、現在の通学区域を基本とすることといたしました。</p> <p>ただし、普通教室不足が懸念され、改修等によってもその確保が困難な場合は、早急に検討するほか、道路の開通等によってまちの姿が大きく変わる場合などについては、特に通学の安全確保の視点から検討します。</p> <p>通学路については、必要に応じて学童擁護員を配置するなど、各学校において安全確保に努めています。</p> <p>なお、統合後も子どもたちが無理せず通えるよう、通学距離については小学校は概ね1km以内、中学校は概ね2km以内となるよう適正配置を実施しています。今後も適正配置に取り組む際には、同様の考え方のもと検討してまいります。</p>
2	通学区域	<p>私が住む地域の場合、通学区域の小学校に行くためには、ホームレスの方々が昼間から酒盛りしている目の前を通り（最近では少なくなったが）、危険な鉄道のガード下をくぐっていかなくてはならず、放課後の友達との交流時も含めて、親としては不安で仕方がない。中学校にいたっては最寄りの学校が徒歩10分弱の場所にあるにも関わらず、3倍もの時間をかけて通学区域の学校へいくことになる（最寄りの学校は抽選校で、入学できない可能性が高い）。</p> <p>ぜひ、地元の地域の学校に通わせてほしい。通学区域の見直しを切に求める。統合などで場所を移転している学校もあるのだから、実態に即した区分けを見直すことは必須のはずなのに、今まで手をつけられなかったのはなぜか。</p>	
3		<p>長年の適正配置の結果、不自然な通学区域になってしまっているため、再度区全体でどこに学校を残すかを考えなくてはならない。その際は、地域で子育てをすることから、出張所単位で、現在の児童数に関係なく話し合うべき。</p>	
4		<p>これ以上学校が減ると小学校で1km、中学校で2kmが確保できなくなる可能性がある。四谷中学校の通学区域で新宿1丁目は遠いと考え。明らかに新宿中学校の方が近い。結果的に四谷第二中学校が統廃合したのが原因だが、せめてその時にでも通学区域を変更しておくべきだったと思う。</p>	
5		<p>通学区域外からの入学を制限した後、それでも児童の収容が困難なら通学区域の見直しとなるのか。</p>	<p>普通教室不足が懸念される場合においては、選択できない学校の指定なども含めた対応を図りますが、それでもなお教室の確保が困難な場合は、通学区域の見直しを検討いたします。</p>

No.	分類	意見要旨	教育委員会の考え方
6	通学区域	通学区域について、新宿区に隣接する区に住居のある児童も通学可能にしてほしい。近々首都圏を襲う大地震、共働きの夫婦が帰宅難民になった場合、取り残される児童数は多いと思う。親戚が新宿に住んでいる場合、他の区に住んでいたとしても、新宿区の小学校への入学を許可してほしい。	区立の小・中学校については、原則として区内にお住まいの児童・生徒が就学しています。しかし、隣接区に居住する児童・生徒が新宿区立の小・中学校に入学を希望する場合や、児童・生徒が隣接区等への引っ越し後も新宿区立の小・中学校へ通うことを希望する場合は、区域外就学の申立てを行うことができます。区域外就学は、通学距離や兄弟姉妹関係といった特別な理由がある場合に隣接区等から通うことを認めている制度です。なお、区域外就学を希望する場合であっても、学校の状況、通学距離等によっては、希望に沿うことができないこともあります。
7		答申には小中学校の通学区域の整合性等については中長期的課題と書かれているが、素案にはない。通学区域の改正は難しい作業ではあるが、「普通教室不足が懸念される場合」など改正そのものは今後皆無ではない。百年の計かもしれないが、少しずつでも整合性を図っていく視点も大切であり、そのことを基本方針に明記すべきではないか。	基本方針に明記していない内容についても、答申に示されていることについては、基本的に尊重をしております。従って、小中学校の通学区域の整合性がとられていない箇所等については、教育委員会としても中長期的課題であると考えています。普通教室不足が懸念される場合や、道路の開通等により見直しを行う必要がある場合は、ご指摘のような視点も含め検討していきたいと考えています。
		教員は学校選択制度に反対する割合が多い、学校選択制は廃止すべき	
8	学校選択制	学校選択制度は廃止すべきだと考える。公立で児童数の格差が生じるようであればすぐにやめるべき。通学区域内の児童数が150名以下の場合には統廃合もやむを得ないが、学校選択により児童数が150名以下になるのは非常に問題だと思う。 アンケートの結果で気になったのは、学校に携わっている方のほうが学校選択制度は廃止した方がよいという割合が多いという事である。一般の保護者レベルは制度に賛成しており、PTA役員や教員・育成委員会の方は選択制度反対が多くなっていた。選択できない学校の指定は、大規模校に児童が増えすぎたから制限をするという、いかにも行政が行いそうなやり方である。通学区域の児童だけで1学年3学級を超える学校は2～3校しかない。	平成22年度に実施した「学校選択制度に関する意識調査報告書」の結果を見ると、校長・副校長、教員では30%以下と低いものの、利用者である小1・小6・中1・中3の保護者、及び中3生徒で80%以上、町会自治会、育成委員会、またPTA会長・副会長においても60%以上が、「あったほうがよい」「どちらかといえばあったほうがよい」と回答しています。学校公開の際に見学する割合も増加傾向にあり、制度そのものは地域に定着してきています。 一方で、学校間の児童生徒数の差が広がったことを課題として挙げた方もいたことから、小学校においては、選択できない学校を指定するなどの対応を図ることといたしました。
9		意識調査の回答では、校長・副校長及び教員の約7割が選択制度を支持していないことを慎重に受け止めてほしい。	
10		意識調査の結果を見ると、校長・副校長、教員の賛同があまり得られていないことが分かる。人数確保や教育以外の面で、先生方の負担を軽減することも大切である。	
11		実際に何年か先の時期に選択希望に沿うのかどうか判断できないのは、保護者として不安を感じる。現制度に問題があるなら、速やかに撤廃し、家庭事情など直接子どもに影響する状況を除き、選択制を無くすべきではないか。	

No.	分類	意見要旨	教育委員会の考え方
12	学校選択制	<p style="text-align: center;">兄弟姉妹優先の取扱いについて</p> <p>私の場合は、学校までの距離や通学路の安全性を考え、第一子は抽選を経て、隣接校に通っている。今後、第二子が小学校に入る際、この優先制度がなくなると、子供が別々の小学校に通うことが十分想定される。</p> <p>重なることが想定される学校行事はもとより、先の震災のような大災害があった時に、一つの家庭の子供が、別々の小学校に分散していることが、まともな事態であるとは考えられない。わざわざ自宅から遠い小学校に、災害時のリスクを負いながら通うのは子供にとっては不利益である。</p> <p>「抽選時の兄弟姉妹優先の取扱いを廃止」は撤回するべきと考える。</p>	<p>答申にもあるように、兄弟姉妹の有無による公平性や、選択できない学校を指定することとの整合性などを踏まえ、兄弟姉妹優先の取扱いを廃止することとしました。</p> <p>ただし、既に兄弟姉妹を同じ学校に通わせる前提で入学させた家庭への配慮のため、経過措置として、平成24年度に通学区域外の学校に兄弟が1年生～5年生までに在学していて、その弟妹も一緒に進学を希望する場合は、優先して入学することができるようにいたします。</p> <p>また、このことを明確にするため、基本方針でも「5年間の経過措置期間を設けます」という表現に修正しました。</p> <p>学校案内冊子に、この見直しについて明記し、保護者の皆様に周知してまいります。</p>
13		兄弟姉妹枠の廃止はある意味キャップになると思うが、段階的な導入をしないと、反対を唱える声が大きくなりかねない。	
14		現在1年生が通学区域外の学校に通っており、25年度には下の子が入る予定だが、今回の方針の発表に困惑している。教育環境の変化に伴い、いずれ兄弟姉妹優先の取扱いを廃止しなければならないことは理解できたが、25年度からの実施は反対である。発表から導入までの期間が短すぎる。経過措置期間について、具体的なことが書かれていないので、不明である。	
15		<p>選択の基準が、親の都合のみになってしまっている。友達が別れてしまうことや、学区でない方が兄弟姉妹等で優先されることは、選択というよりも親の都合である。</p> <p>公立の小中学校は同じ制度での運営であり、その中で1つの学校への集中なんてあり得ないはず。もし選択制を続けるなら、全て公平に抽選にすべきである。</p>	
16		学校選択制はあって良いと思う。ただ、区域内に居住している方が優先されるべきだとは思うので、定員に余裕がある場合、すでに兄弟が在学していても入学時に余裕がないときは選択不可であることを書面にして、署名等の手続きの上で受け入れるなどの条件は必要だと思う。	
17		選択できない学校の指定について、答申では12学級程度の学校であっても、理由によっては指定することを含めた検討をすべき旨が書かれているが、素案では「等」の一語で総括されてしまっている。「2学級編制であっても、将来の普通教室不足が懸念される学校」についても、基本方針に明記すべきではないか。	ご意見にある12学級程度の学校についても、普通教室不足等の懸念がある場合には、選択できない学校に指定することも考えています。その上で、当面指定する可能性が高い3学級編制となり得る学校「等」と表現いたしました。

No.	分類	意見要旨	教育委員会の考え方
18	学校選択制	<p>通学区域制度を原則とすべき</p> <p>指定された通学区域に進学することが、人間形成、地域形成にとっても良いと思う。</p>	<p>区立の小中学校は、住所により通学区域が定められており、入学する学校を教育委員会が指定しています。学校選択制度導入の有無に関わらず、新宿区では通学区域制度が原則となっています。</p>
19		<p>地域の見守りの観点から、地域とPTAと合同で地域防災訓練を行ったが、安否確認が大きな話題になった。通学区域の町会の方から、地元の小学校に行っている子は、小学校のイベント等でたまに会うから分かるけど、他校に行っていたら隣に住んでいても全然分からない、と言われた。私も、自分の学校の子どもは街中で挨拶してくれるが、他校の子は分からない。これでは、防犯の面でのあいさつ運動や防災の安否確認等に支障が出てしまう。地域と一緒に子どもを見守れるような施策をお願いした</p>	<p>24年度入学用の学校案内冊子には明記していますが、今回の基本方針でも改めてお示したところです。25年度においても、制度の見直し内容については冊子に明記し、周知を図ります。</p> <p>なお、今後ともPTAや地域の方々と共に、学校も一体となって子どもたちの安全を確保してまいります。</p>
20		<p>1ページ「学校、家庭、地域との緊密な連携とともに～」を実現するには、地域の子どもが地域で育つことが必要である。そのためには、素案2ページの通学区域の表現をより強調し、また学校案内冊子でも強調した文面にするなど、通学区域に通うことが基本ということを周知してほしい。</p> <p>震災時の対応のためにも、近いことが安心・安全である。</p>	
21		<p>学校選択制の一方で、区では地域協働学校を推進している。学校選択制度の結果、学校と地域の絆の希薄化が助長されてきたとすると、学校選択制度と地域協働学校は両立し難い施策かと思われる。今後両施策をどのように調整していくのか。</p>	<p>地域協働学校は、学校と地域とが連携して、地域内にある学校に通う子どもをその地域がはぐくむことを通して、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを推進することを目的としています。</p> <p>学校選択制度は、選択の機会を提供し、開かれた学校づくり、特色ある教育活動を推進することを目的としており、今回の基本方針でも「通学区域制度を原則」とした上で学校選択制度を維持することを明記しています。</p> <p>両施策とも、開かれた学校づくりという理念では共通していますので、今後は、両施策を通して、地域とのつながりを大切にしつつ、開かれた学校づくりを推進してまいります。</p>
22		適正規模・適正配置	<p>まず「一学年に“適正”な人数がある」ことには賛成で、やはり2クラスになる人数が最低ラインだと思う。「各校が2クラスになるように工夫する」ことが最優先になるのではないかと。児童が安全に通える距離にある学校が適正な人数であることが、その児童にとって一番の幸せと考える。近くに学校があるにも関わらず、1学年1クラスだからという理由で、距離があり途中に大きな道路が横たわる学校を、悩んだ末に選択している保護者もいる。保護者に選ばせて、結果少なくなった学校を廃止するのではなく、各校を適正な人数に保てるような施策を行ってほしい。</p>

No.	分類	意見要旨	教育委員会の考え方
23		避難場所としての機能や、町のシンボルマークとなる小学校を、単純に減らすことはせず、学校以外の付加価値（図書館、高齢者交流の場所など）を加えていくことで、学校の歴史を繋ぎ、地域とともに発展していくべきである。	答申でも、地域コミュニティや防災の拠点等として地域社会に果たす役割を勘案し、1学年1学級規模の小学校についてもできるだけ維持していくという考え方は必要であるとして、その上で150人程度を小規模小学校の存置の目安としています。 学校施設の複合化に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。
24	適正規模・適正配置	<p>答申では、特に小学校が小規模であることを強く訴えている。一方で施設規模の観点からも小規模であることについては、十分な説明がなされていない。例えば校庭について、小学校設置基準を満たしているのは29校中6校である。</p> <p>校地・校庭の拡大が容易でないなら、狭い独自の適正規模を模索する必要があるが、これらを斟酌した場合270名程度が適正規模かもしれない。そうすると、問題は学校間の児童数の差であり、これを緩和することが行政の最重要課題となるのではないか。</p> <p>また、小学校の望ましい規模を確保する施策として、学校数を調整することと学校間の児童数の差を調整することのどちらにより重点を置いた施策を推進する考えか。</p>	<p>ご意見にある小学校設置基準では、例えば1人以上240人以下の場合の校庭面積は2,400㎡以上となっていますが、「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない」と定められています。</p> <p>また、校庭等の広さと別に、学校は確かな学力を向上させるための教育活動とともに社会性を育む場でもあり、そのためには児童生徒同士の協力や競い合いによる切磋琢磨できる集団規模を確保する必要があります。</p> <p>小学校の望ましい規模を確保するためには、学校間の児童数の差を緩和する施策とともに、適正配置についても検討する必要があると考えています。</p>
25	適正配置	<p style="text-align: center;">富久小と天神小との統合について</p> <p>富久小と天神小との統合が再検討されているようだが、統合すると小さい学校に無理やり児童を入れることになる。しっかりした教育をするには、少し余裕のある児童数にしてほしい。</p>	<p>小学校においては児童数が150人を下回っても一律に統廃合の対象とするのではなく、未就学児数等を注視しながら、通学距離や施設状況等を十分勘案した上で、適正配置を検討することとしています。</p>
26		<p>富久小と天神小との統合は昨年白紙に戻り安心していましたが、1年もたたないうちに、「統合ありうべし」の方針が出て、保護者としては戸惑うばかりである。また入学を検討している未就学児保護者にも混乱をきたすのではないか。</p> <p>そもそも方針が短い間に二転三転することに不信感を覚えざるを得ない。</p>	<p>従って、富久小と天神小についても、このことを踏まえ、他の学校と同様に十分慎重に対応してまいります。</p> <p>なお、現時点において、富久小と天神小の統合を含め、具体的な適正配置の検討は行っていません。</p>
27		35人以下学級が望ましいとされている中で、学校選択制によって大規模となり、受け入れも不可能である学校がある一方で、学校選択制による児童の流出によって定員割れとなることで統廃合の対象となる学校があるのは全く理解できない。対象となっている天神・富久の両校においては、学校選択制がなければ適正規模を維持することが今後7年間以上認められる上、近隣に大規模開発が進められており、さらに児童数が増加することが予想される。	

No.	分類	意見要旨	教育委員会の考え方
28		12学級から18学級が適正規模との事。では12学級以上は施設の問題で学級が出来ない学校はいくつあるのか。事実12学級出来ない花園小学校は今すぐに増築という事か。また地域に新入学生が70名以上になった場合で、仮に2クラスしかないときは新しくもう1クラスを作るのか。	適正規模について、小学校においては全学年でクラス替えのできる規模を目指すものです。また、通学区域内の児童数等を勘案し、必要に応じて施設改修を行い、普通教室を確保することは必要であると考えます。それでもなお教室が不足する場合は、通学区域の見直しも検討する必要がありますと考えます。
29		<p style="text-align: center;">適正配置に関する記述について</p> <p>学校適正配置で「今後も適正配置を推進します、小学校：児童数が150人を下回った学校」とある。一方で答申には「存置の目安を下回る学校を一律に統合の対象とするのではなく、統合を含めた適正規模化の検討が必要な学校として、弾力的にとられていくことが望ましい。」となっている。</p> <p>学校選択制の枠組みがある中で、小規模校は必死に努力をしている。この見出しだけ見た人は、150人を下回ったら、即統廃合と思うのではないか。推進という語感、積極的に進めるというイメージがある。</p> <p>「今後も適正配置を（弾力的に）検討します」ぐらいの見出しが適切だと思う。</p>	<p>全国的に見ると、我が国の人口は減少期に差しかかった状況にあるため、新宿区においてもいずれ再び児童生徒数は減少傾向になると推測されます。他区と比較しても小規模校が多いことから、適正配置は今後も推進していく必要があると考えています。</p> <p>しかし、現在は未就学児が増加傾向にあることから、小学校においては児童数が150人を下回っても一律に統廃合の対象とするのではなく、未就学児数や就学傾向等を注視しながら、通学距離や施設状況等を十分勘案した上で、適正配置を検討することといたします。</p>
30	適正規模・適正配置	<p>適正配置について、素案を読むと、存置の目安が何ら変更なく維持されているような印象を受ける。答申では「一律に下回る学校を統合の対象校と位置付けるのではなく、統合を含めた適正規模化の検討が必要な学校として、弾力的にとらえていくことが望ましい」と書かれている。</p> <p>協議会においても、行政を始め関係各所が児童数の増加に努め、その取り組みにも関わらず、未就学児が減少するなど将来の増加が見込み難い場合においては、適正配置の取り組みも検討の視野に入れるという2段階のアプローチが見据えられていたと思う。</p> <p>基本方針にも、まず児童生徒数の増加策を検討し、それでも減少傾向が著しい場合は、未就学児数等を注視しながら、というように明記すべきではないか。</p>	
31		<p style="text-align: center;">児童数が多い学校についても検討すべき</p> <p>過密となっている学校の解決が急務であり、選択制の見直しは避けて通れない問題である。適正配置に名を借りた学校減らしをする余地はないと思う。</p>	現時点において、小中学校ともに適正規模を超える学校はありませんが、学校間の児童数の差の緩和を図るため、選択できない学校を指定するなどの対応を図ってまいります。
32		適正配置では、児童が多くなりすぎている学校の問題も検討することを明記してほしい。	なお、学校案内冊子には、基本方針の趣旨を踏まえた内容を明記します。
33		小学校の人数を平均化したいという気持ちと必要性は分かるが、その背後に統廃合の影を感じざるを得ない。大規模校の弊害と、それも平均化する必要性があることを、学校案内等に小規模校の弊害とともに記載すべき。	

No.	分類	意見要旨	教育委員会の考え方
34		小・中学校とも1学年3学級はあって良いと思う。教員相互のスキルアップにもつながる。また中学校では部活動の選択の自由度を増やせることも、成長を考えれば重要な要素であるため、一定規模を持たせる意味では選択制の有効な活用もありかと思う。	ご意見のような観点からも、小学校においては12～18学級を、中学校においては12学級以上を適正規模として、目指していくことが重要であると考えます。
35	適正規模・適正配置	校舎の老朽化、建て替えについて 築50年以上の校舎・教室不足の学校については、在校児童の少ない校舎を仮校舎とするような方法で、順番に各校が建替えることは難しいのか。	新宿区立の学校施設は全て耐震補強を完了しています。今後は既存施設の長寿命化を図るため、「予防保全」の考え方に立った中長期修繕計画に基づき、屋上防水工事、外壁改修工事などの適切な修繕を計画的に行ってまいります。また、学校の建替は、統合時に一方を仮校舎として、もう一方を建替えるという方法をとってまいりました。今後においても、同様の方法で進めていくことを基本と考えています。
36		学校の老朽化対策は急務と考える。施設状況については、早急に調査検討を希望する。	
37		小規模のうちに建替えを進めれば、人数の平均化にも寄与すると思う。	
38		適正配置については、いろいろ苦労はあると思うが、施設の老朽化や規模の問題、子どもたちの教育環境からの影響などはもっともな理由である。 今後の課題は、必要が生じたときにどう進めていくかである。様々な意見や希望が出てくるのは自然なことで、その多様な見解を聴取しつつ、適正配置の必要性を誠意をもって伝え、かつリーダーシップを持って導いてほしい。	協議会においても、適正配置の進め方について意見交換を行い、答申では「地域関係者の理解を得るなどの方法についても検討していくことが望ましい」と示されています。 現時点において、具体的な適正配置の検討は行っていませんが、今後必要が生じた場合には、答申の趣旨を踏まえ、進め方についても検討してまいります。
39		現在ある学校は全て存続し、少人数教育に移行すべき。クラス替えがなぜ必要なのか、具体的な根拠が示されておらず、切磋琢磨の成果も示されていない。教員の海外留学など少人数教育を学び、教育特区として国際的視野に立った少人数モデル校を設置するなど、世界の中心として新宿の責務を果たすべき。	平成23年4月に法律が改正され、小学校1年生については40人から35人以下学級となることになり、新宿区においてもそのように対応しているところです。 なお、答申では、小規模校の学校教育への影響について整理した上で、適正規模の検討を行っています。
40	全般	内容を見たが、がっかりする様な事ばかりで非常に残念。この検討協議会委員の方々は当事者ではなく言わば関係の無い方を集めて議論をしているので意味のない委員会だったのだと推測する。もっと関わりのある委員を集めて話し合うべき。 現在進めている適正配置問題や学校選択制度に関して、教育委員会はやっている事が場当たりのである。地域を大事にしたいのであれば、まずは地域の方々と話し合い進めていかなければならないと思う。 このパブコメを行った以上、しっかり意見を上げて制度改革に反映して頂きたいと思う。	通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置について一体的に検討するため、教育環境検討協議会を設置し、議論しました。 また、協議会委員の選出については、教育環境全般にわたって密接な関わりがある学校、保護者、地域関係団体それぞれのバランスを考慮した幅広い構成とすることに重点をおいて決定しました。 なお、今回パブリック・コメント等でいただいたご意見を参考として、基本方針を策定しました。

No.	分類	意見要旨	教育委員会の考え方
41		平成14年に策定された学校適正配置のビジョンには、小学校は21校まで削減する計画が示されている。しかし、当時と現在とでは、児童数の将来推計など諸条件が変わってきている。今回基本方針が策定されたが、「学校適正配置のビジョン」の位置づけはどのようになるのか。	学校適正配置のビジョンは平成4年の答申を基本として、計画的な学校施設整備を考慮して作成しました。今回の基本方針は、教育環境の変化に適切に対応するために、教育委員会が教育環境検討協議会に諮問し、協議会がとりまとめた新たな答申を踏まえて策定しました。今後はこの基本方針に基づいて適正配置に取り組むこととなります。
42		区立幼稚園PTA連合会（以下「区幼P」）が教育環境検討協議会のメンバーに入っていなかった。未就学児保護者代表として子ども園の保護者の方がメンバーであるが、子ども園は区幼Pのような区内をカバーする組織ではないため、情報がどの程度保護者に伝わるか不明である。 区幼Pのつながりを活用し、小中学校に関する話について区民への情報共有を図るうえで、区幼Pに協議会への参加の声をかけていただくことを切望する。	教育環境検討協議会の委員構成を決めるにあたり、未就学児関係者代表として、幼稚園関係者、保育園関係者、子ども園関係者からそれぞれ1名ずつ委員とすることといたしました。その結果、幼稚園長、保育園長及び子ども園の保護者を選出したものです。 今後このような会議体を設置する際には、いただいたご意見を参考として、委員構成を検討いたします。
43	全般	教育目標にもある「地域の一員として～」はとても大事なことである。学校選択制度や適正配置の趣旨は、どう考えても地元と子どもたちを引き離してしまうし、根も葉もない風評で学校の存続が左右されてしまうような気がする。 学校の規模が大きいほうが良いとは思えないし、通学距離が遠くなれば児童の危険度は増すばかりである。統廃合は本当に子どもたちのことを考えての方針なのか。	答申にも、『生きる力』を育むという理念のもと、小中学校が望ましい規模を確保していくことの重要性が示されています。これを踏まえ、基本方針では小学校が12～18学級、中学校は12学級以上を適正規模としてお示ししました。 また、適正配置を行う際にも、通学距離は小学校については概ね1km以内、中学校については概ね2km以内となるよう配慮いたします。
44		“新宿の子供達の今後の教育について”との期待とはかなり乖離していた。個人的には新宿区特性（多国籍化、少人数校）を認識、且つ分析し、新宿区立小・中学校の教育の未来を討論するものと考えていた。品川区のような“教育における地方分権と小中一貫教育”の討論を行い、その後学校選択、適正規模などの議論に進むべきだと考える。 平成4年の答申も、“区立小・中学校の教育の未来像”が少なかったように思う。結果、各自の思惑で事がまとまらなかったと考える。	今回の基本方針は、通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置についての内容となっています。ご意見のような教育全般にかかるものとして、平成21年3月に策定した「新宿区教育ビジョン」をお示ししています。 なお、教育ビジョン策定後3年を経過したため、第二次実行計画の策定を踏まえて各個別事業の見直しを行い、平成24年度から4年間の計画を定めました。
45		待機児童ゼロのために幼児施設を作ることが急務である。用地確保が難しいのであれば、統合して空いた学校に子ども園を作ったらどうか。	跡地活用については、地域の意見も聞きながら、区全体で活用方法を検討し、有効活用に努めています。



No.	分類	意見要旨	教育委員会の考え方
		更なる少人数教育を推進すべき	
46	全般	<p>諸外国と比べても、1学級が35人というのは多すぎる。担任の先生への負担も大きく、過労やストレスから休みをとる方が何人もいる。低学年であれば、20人位までが適切ではないか。</p> <p>子どもや保護者からも信頼が厚い先生でさえ体調不良で休んでいる。そんな方がつぶれることなく、力を存分に発揮できるような環境を整えていただきたい。</p>	<p>平成23年4月に法律が改正され、小学校1・2年生については40人から35人以下学級となることが決まりましたので、新宿区においてもそのように対応しているところです。</p> <p>なお、教員の負担軽減のため、学校情報ネットワークの整備や区費講師の全校配置など対応してきましたが、今後も教員の負担が少なくなるよう努めてまいります。</p>
47		<p>全ての子どもたちに行き届いた教育とケアができる環境づくり、そのための教員の配置と待遇改善、30人以下の学級づくりを進めていただきたい。</p>	
48		<p>学校の敷地が小さいという話は毎年聞かされるが、これを解決しようという意気込みが全くない。ノウハウがないなら民間の力を借りるなどして、国有地の活用や区有地の等価交換など様々な手法で、公有地の拡大を大胆に展開する必要がある。</p>	<p>平成20年度には市谷小の隣地を取得し、第二校庭として使用しています。学校用地の確保は今後も課題の一つですが、現実にはかなり困難ではあります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>